

電子申請サービスが始まります

4月から介護保険・被災者支援の申請の一部で、インターネット上の「電子申請サービス（ぴったりサービス）」の利用が可能になります。電子申請の対象の手続きを行う場合は、マイナンバーカードの電子証明書が必要です。マイナンバーカードをまだお持ちでない方は、この機会にマイナンバーカードの申請をお勧めします。

また、窓口での手続きが必要な申請についても、様式のダウンロードができるようになります。

電子申請の対象の手続き

制度名	電子申請対象の手続き	担当課
介護保険	・ 介護保険負担割合証の再交付申請 ・ 介護保険被保険者証の再交付申請 ・ 居宅サービス計画作成依頼届出書	介護福祉課 ☎0738-23-5851
被災者支援	・ り災証明等申請	税務課 ☎0738-23-5504

様式のダウンロードが可能な手続き

制度名	様式のダウンロード可能な手続き	担当課
介護保険	・ 要介護・要支援認定申請 ・ 要介護・要支援更新認定申請 ・ 要介護認定変更申請 ・ 他市町村から転入後の要介護・要支援認定申請 ・ 介護保険負担限度額認定申請 ・ 高額介護（予防）サービス費支給申請 ・ 居宅介護（予防）福祉用具購入費支給申請 ・ 居宅介護（予防）住宅改修費支給申請	介護福祉課 ☎0738-23-5851

◆利用に必要なもの

- ・ マイナンバーカード（電子申請の場合のみ）
- ・ パソコン又はスマートフォン
※パソコンの場合はマイナンバーカード対応カードリーダーが必要です。
- ※スマートフォンの場合はマイナンバーカード対応機種のみとなります。

◆問い合わせ

介護福祉課 ☎0738 - 23 - 5851
税務課 ☎0738 - 23 - 5504

◆利用手順

1. ぴったりサービス（電子申請サービス）にアクセス
URL：https://app.oss.myna.go.jp/Application/search
2. 自治体と手続きを選択し、申請画面へ
3. 申請書の入力フォームに必要事項を入力
※り災証明等申請については、被害箇所のカラー写真のデータの添付が必要です。
4. マイナンバーカードの署名用電子証明書を付与して送信

福祉手当額についてお知らせ

毎年公表される「全国消費者物価指数」に基づく物価変動率により、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当の額が改定してありましたが、令和2年の物価変動率が（+0.0%）により、改定が行われなかったこととなりました。つきましては、令和3年度の福祉手当額は、令和2年度と同額となります。

	手当月額（令和3年度）
特別児童扶養手当1級	52,500円
〃 2級	34,970円
障害児福祉手当	14,880円
特別障害者手当	27,350円

※各福祉手当の受給対象者は、重度の障害がある方です。
詳しくは、健康福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

◆問い合わせ

健康福祉課 障害福祉係 ☎0738-23-5645